⑷　入札書の受領期限　平成29年２月９日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成29年２月10日10時00分　大阪合同庁舎第４号館８階近畿財務局大会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要。
⑸　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　手続における交渉の有無　無。
⑺　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に掲載されている時期及び場所のとおり。
⑻　その他　詳細は入札説明書等による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuharu Yamori, Deputy Director of General Affairs Division, Kinki Local Finance Bureau.
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Facility management operations at Osaka National Government Building No. 2 and No. 4　1 set.
⑷　Service period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2020.
⑸　Service place : As in the tender manual.
⑹　Time-limit for tender : 17 : 00, 9 February, 2017.
⑺　Contact point for the notice : Daisuke Kurokawa, Special Staff Section for Common Building for Government Offices, Kinki Local Finance Bureau, Osaka National Government Building No. 4, 4―1―76 Otemae, Chuo-ku, Osaka-city, Osaka, 540―8550, Japan. TEL 06―6949―6461

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年12月13日
支出負担行為担当官
中国財務局総務部長　初岡　道大
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　34
本調達は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.geps.go.jp/）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。
ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。
1　調達内容
⑴　品目分類番号　78
⑵　購入等件名及び数量　未利用国有地の管理等業務　一式
2　委託業務の仕様等
「中国財務局の未利用国有地の管理等業務における競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）及び入札説明書による。
3　委託する対象地域
中国地域（広島県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県の全域）１者
4　委託予定数量
委託期間における委託予定数量は下記８入札説明会参加者に後日通知する。
なお、委託予定数量はあくまで目安であり、国の都合により増減する。
5　入札方法
業務ごとの単価に委託予定数量を乗じた金額の合計で行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。
6　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
⑷　入札を行う地域の競争参加資格（全省庁統一資格又は財務省競争参加資格）を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。
また、仕様書で定める業務に応じて、次の①から⑤の資格を全て有する者であること。
①　「物件調書等作成等業務」を行う者は、平成27・28年度財務省中国地区競争参加資格「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であるとともに、いずれの場合も宅地建物取引士（宅地建物取引業法第18条）の資格者を有する者であること。
②　「測量及び不動産表示登記等業務」を行う者は、平成27・28年度財務省中国地区競争参加資格「土地家屋調査」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であるとともに、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第１項第１号から６号に定める業務を履行できる者であること。
③　「巡回業務」及び「お知らせ文書掲示等業務」を行う者は、平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
④　「看板製作設置等業務」、「巣撤去業務」及び「建物開口部閉鎖業務」を行う者は、平成27・28年度財務省中国地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
⑤　「草刈業務」、「柵設置等業務」、「樹木伐採等業務」、「投棄物等撤去業務」及び「流出土砂等撤去等業務」を行う者は、平成27・28年度財務省中国地区競争参加資格「土木一式工事」の「C」又は「D」の等級に格付けされている者、又は「造園工事」の「A」又は「B」の等級に格付けされている者、あるいは平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「B」又は「C」の等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
⑸　各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑹　税の滞納がないこと。